

令和2年5月25日（月）
午後3時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第15号 職員の分限処分について

報告第16号 市長からの意見聴取について

議決事項

議案第15号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について

議案第16号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第17号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第18号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

議案第19号 寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について

署名人

高須教育長

真野委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月28日～5月25日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	4	月	5月市議会臨時会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			予算決算常任委員会(全体会)		市議会議場
	8	金	第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	令和3年度使用中学校教科用図書採択にかかる検討	議会棟5階 第3会議室
	12	火	校長役員会	5月校長会の案件について	総合教育研修センター
	13	水	5月市議会臨時会(第2回)(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			予算決算常任委員会(全体会)	質疑、討論、採決	市議会議場
	15	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	中木田中学校
	18	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	25	月	教育委員会5月定例会		議会棟5階 第2委員会室

5月・6月教育委員会行事計画書

(5月26日～6月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	27	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	中木田中学校
	28	木	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	29	金	5月市議会臨時会(第3回)(第1日)	委員会付託、委員長報告	市議会議場
予算決算常任委員会(文教生活分科会)			付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室	
予算決算常任委員会(全体会)			討論、採決	市議会議場	
6	1	月	令和2年度第1回社会教育委員会議	委嘱状交付式、議長・副議長の選出、令和2年度社会教育部事業計画、その他	議会棟4階 第1委員会室
	3	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	15	月	教育委員会6月定例会		議会棟5階 第2委員会室
	18	木	6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	22	月	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	23	火	令和2年度管理職選考	校長選考	総合教育研修センター
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	29	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	30	火	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場

報告第15号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年10月3日まで休職を命ずる

令和2年5月4日

寝屋川市教育委員会

報告第16号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第15号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針
について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和元年度(平成31年度)教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、令和元年度(平成 31 年度)の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者： 大阪商業大学 的場 啓一 教授
兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

5 令和2年度のスケジュール（案）

- (1) 5月25日：教育委員会定例会に実施方針を上程
- (2) 6月上旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月27日：第1回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
8月28日：第2回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 9月下旬：教育委員会定例会に報告書を上程
- (5) 10月中旬：市議会に報告書の提出
- (6) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

※ 8月27日及び28日に予定している会議については、新型コロナウイルスの感染状況により、会議を開催せずに教育委員及びアドバイザーから個別に意見聴取を行う場合があります。

議案第16号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する
規則の制定について

寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

大阪府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則が制定されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定する必要があるため。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、寝屋川市立の小学校・中学校（以下「市立学校」という。）の法第2条第2項に規定する府費負担教職員（以下「教育職員」という。）について、法第7条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針（以下「指針」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

(上限時間の原則)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限

の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1か月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第17号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

大阪府において職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、新たに「子育て部分休暇」と「不妊治療休暇」が追加されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する必要があるため。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年寝屋川市教育委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及び第 17 条（臨時的任用職員の休暇）」を「、第 17 条（子育て部分休暇）、第 18 条（不妊治療休暇）及び第 19 条（臨時的任用職員の休暇）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

No. 1

改正案	現 行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、<u>第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p> <p>第6条（略） 附 則 （施行期日）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）<u>及び第17条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。</p> <p>第6条（略）</p>

議案第18号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴う新委員の委嘱を行うため。

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

1 委嘱委員数

15名

2 委嘱委員名

委員構成 <small>(寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条)</small>	氏名	経歴等
学校教育関係者 (2人)	澤井 啓士	市立宇谷小学校長
	宮崎 浩太郎	市立第五中学校長
社会教育関係者 (7人)	濱 大輔	市立校園PTA協議会会長
	砂原 由美子	市文化連盟副会長
	池田 隆司	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長
	辻本 嘉秀	市青少年指導員会会長
	西林 正人	大阪府立中央図書館協力振興課長
	神原 雅男	一般社団法人 寝屋川青年会議所副理事長
	葛城 裕也	寝屋川市スポーツ推進委員会会長
家庭教育活動者 (2人)	眞鍋 康子	市家庭教育サポーター
	原 美樹子	市家庭教育サポーター
学識経験者 (4人)	小野 隆	学識経験者
	金田 啓稔	学識経験者
	福田 真規夫	学識経験者
	森本 友紀	学識経験者

3 任期

令和2年6月1日から令和4年5月31日まで

議案第19号

寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について

寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年5月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

現在、休館中の寝屋川市立中央図書館の代替施設の整備を行い、市民への図書館サービスの維持向上を図るため。

寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について

1 目的

市立中央図書館は、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震や同年 9 月に発生した台風 21 号の暴風雨の被害等により、総合センター全館の使用を見送るに伴い、現在も休館が続いている。

この状況により、本市の図書館行政機能に多大な影響を受け、市民に対する図書館サービスに支障をきたしている。旧教育研修センター跡地に設置した臨時図書室をはじめ、他の分館並びに分室において代替サービスを行うことにより、図書館サービスの減退を最小限にとどめたが、サービス低下は否定できない。

本市としては、利用者の利便性の高い公共交通機関の結節点である駅周辺でのターミナル化構想の第一弾である京阪寝屋川市駅周辺に中央図書館の代替施設を整備するものである。

2 代替施設の概要について

中央図書館の代替施設は、令和 3 年度オープンを目指していく。

現在、庁内関係部署により、駅前図書館キャレルは主に（仮称）子ども図書室として、中央図書館の代替施設は主に（仮称）おとな図書室としての活用を検討している。